



児童相談所と対立する親への支援

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-05-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 篠原, 拓也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003061

児童相談所と対立する親への支援

篠 原 拓 也

大阪府立大学大学院人間社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

要 旨

本稿は児童虐待が疑われる事案について、従来の児童虐待問題ではなく「児相問題」についての言説に着目し、過介入により子どもを連れ去られたとして児童相談所と対立する親への支援のあり方について考察するものである。

ソーシャルワークの技法に伴う権力性を描出したマーゴリンの研究に対するクライアント側からの逆照射として、親の対抗物語^{ナラティブ}を描出した。

児童相談所と対立する親には、彼らの物語を専門職側の記述行為による支配的な物語に参入させるための支援者が必要である。

キーワード：児童虐待、児童相談所、ソーシャルワーク

I 問題認識・提案

本稿の目的は児童相談所（以下、児相）と対立する親への可能な支援のあり方について考察し、提言することである。従来社会福祉学では福祉専門職（児相）の視点から親を捉えることが多く、親を取り巻く多様な問題やその中にあっての親側の心情や言い分に対してそのすべてを関知し、支援の体系に含めてきたわけではないであろうから、親を支援するための知識を十全にするための研究余地がまだあると思われるのである。

I-1 児相問題とは

児童虐待が疑われる事案においてしばしば親と児相は対立する。このとき児相には、事態の大枠として一個の社会問題としての「児童虐待問題」が観念されている。その一方で児相に真っ向から対立する親の中には「児童虐待問題」とは別に「児童相談所問題」（以下、児相問題）なる問題が観念されている。

「児相問題」とは児相の一般家庭の親子への介入とそこでの相互行為の過程で親が児相組織ないし児童虐待防止行政一般における課題を見出すものである。今日児相の一時保護等の介入を受けた親側やこれを支援する弁護士、政治家、医師、研究者などの専門家や様々な市民団体、一般のインターネット利用者などが児相の権限や職員の能力等について疑問視し、批判的な言説を発信することで活動を拡大しており、関連の著書や論文が公刊されている（例えば、内海 2013; 水岡 2014; 釣部 2014）。具体的には、虚偽又は錯誤による虐待認定や、これに基づく職権一時保護（児童福祉法33条）、施設入所のための審判申し立て（児童福祉法28条）等について、親子に様々な苦痛と負担を与えるものであり、また公権力による市民への不必要な干渉があるとして非難しているのである¹⁾。

児相問題はいわゆるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が人口に膾炙し始めた2003年以降に

広がったものと考えられる²⁾。学問的には社会学者上野加代子によって若干触れられている。

児童虐待の定義が拡大され、虐待判定の「専門家最優先」現象が一般化してくる中で、専門家によって「虐待」と判定された親たちの「冤罪」の支援に乗り出しているグループも出現しているほか、「虐待者」と判定された当事者がネットなどを通じて児童相談所など専門機関における判定のあり方を批判している。（上野 2010a：121）

社会福祉学において児相に対する問題指摘を行う際には、専ら権限の弱さによる虐待防止や救済の実効力不足に関心があった。例えば迅速で強制的な対応をとるにあたっての法的制約や多機関連携の難しさなどである。このような問題指摘は児相の介入機会を拡大する方向性を持つ激励的な指摘である。その一方で、専門職とされる児童福祉司について、任用基準の見直しを含め、能力向上の必要性が指摘されてきた。このことは児童虐待問題が社会問題として深刻化し始めた1990年代以降今日まで指摘され続けてきたことである（例えば、澁谷 2002；上田 2006）。しかしこれも職員の専門性向上の先に介入機会の拡大を期待する議論であるといえる。これに対し「児相問題」はむしろ児相の過介入に対する批判であるから、従来とは別種の議論である。

I-2 親への支援の必要性の自覚

児童虐待事案における親への眼差しは、厳しく断罪すべき対象として向けられる以外には次の二つがある。すなわち、①障害があるとか、あるいは虐待の再生産（世代連鎖）の文脈で、今もなお過去に受けた虐待の影響下にあるとみなされる場合など、何らかの内面的な問題を抱えた存在としての親を発見する場合と、②社会福祉の文脈で経済的・社会的環境における弱者としての親を発見する場合である。

①が心理学的・精神医学的問題として児童虐待問題を捉えたときに描かれる親の像であるのに対して②は貧困や社会的排除・無縁社会の文脈で、社会保障や種々の福祉サービスへのアクセスが困難な親の追いこまれた状況を強調するものである。②は専ら心理学的・精神医学的問題として「構築」されてきた児童虐待問題の見方に批判的になり、経済的・社会的問題としての児童虐待問題を強調している上野加代子の著作（上野・吉田 2011；上野 2010b；上野 2007；上野 2004など）や、また児童虐待を貧困問題と接合しないように構成してきたアメリカでの議論のあり方に批判的なハッキングの論述（Hacking 1999=2006：289）などから推察しても、批判を受けにくい親の像である³⁾。ただ、いずれにせよこれらの議論のように親を「支援」すべき対象として自覚する段階に来ていることは間違いない。

I-3 権力行使に対する批判

しかしその「支援」は、特に臨床心理や精神医学に接合する場合、矯正的な色を帯びやすい⁴⁾。また道徳的な指導も然りである。例えば児童虐待の発生可能性を推察するために用いられる「リスクアセスメント」が望ましい母親の生活スタイルや態度を想定しているという問題が指摘されており（上野 2010b；上野 2007）、臨床場面において児相などが暗黙にあるべき母親像や女性像を目指す態度で親と関わり、道徳的改良を促しているのではないかというジェンダー的な懸念が示されている。

「社会問題の社会学」ないし「社会問題の構築主義」の領域では児童虐待問題が対象となりやすかったし、そこでは専門職の介入における非科学性や恣意性、権力性の暴露を含みながら問題の構築性が指摘されてきた（代表的なものとして、マーゴリン 1997=2003；上野・野村 2003；内田 2009）⁵⁾。

社会福祉学もまた同様であるが、こちらは専門職批判の文脈を持ついわゆるポストモダ的な議論をその内

部に取り込む形で（具体的にはフーコーの権力論を理論的・思想的背景とし）、援助がパターンナリスティックになることに自覚的になる「反省的学問」の道を拓いていった。三島亜紀子は「本来おのれに向けられていた批判的言説を内面化することによって正当性を保つ学問」（三島 2010：313）を社会福祉学における一つの研究志向としての「反省的学問」とし、エンパワメント、ストレンクス視点、ナラティブなどの当事者主義的方法を挙げている。しかし三島はまさにパターンナリズムへの反省的態度が「凍結」される典型例として児童虐待事案を挙げているのである（三島 2007：vi）。

こうした事態をもたらす要因として、社会福祉学が専門職による問題解決を想定しているということが指摘できる。無論、児童虐待問題において専門職による介入はこれまで不可欠であったし、これからもそうであろう。ただそのために社会福祉学では親への支援に対し、専門職の介入という志向性の延長にある議論以外のものを俎上に乗せにくい流れが出来上がっている。換言すれば、専門職に対し「そこに権力がある」というだけの指摘にはもはや何の効果も見込めない時代になっている。先述の三島は「福祉のワーカーは医療化・心理学化する社会におけるエージェントだ、あるいは感情労働を行なうものだ、など……（中略）……こうした研究は評価されない。いくら面白い研究であっても、社会福祉学者にとって重要なのは、そこから先だ」（三島 2010：314）と述べている。専門職批判の文脈は、畢竟、社会福祉学にとっては「専門職の介入を控えよ」という身も蓋もないメッセージに聞こえてしまうこともある。

また三島は「常識を疑うことが社会学の特徴の1つとされることがあるが、社会福祉学には疑うべきではない聖域がある」（三島 2010：311）とも述べているが、その「聖域」の一つは専門職の介入による解決を志向することであろう。どのように役立つのか、どのようにして問題解決に近づくのかといった社会福祉学の実践的関心が、積極的にアクションを起こす専門職に期待するのは当然といえる。児童虐待問題のように今日最も深刻とされているような社会問題であるならなおのことである。

問題のための現象理解（社会学）を超えて問題解決マインドを持つ場合（社会福祉学）、やはり重要なのは「そこに権力がある」という指摘の「そこから先」にある、改善された専門職の介入の仕方を問うことである。

I-4 提案

以上を踏まえて本稿で提案したいのは、児童相談所の権限の縮小ではなく、むしろ専門家の介入という社会福祉学の志向性の延長で、かつパターンナリズム批判に自覚的な反省的学問の流れとも適合する実践策である。すなわち、専門職（児相サイド）ではなく親の側に何らかの支援者を設置することである。それによって児童虐待という深刻な事案、しかも児相と対立する親と関わる事案に対し、専門職サイドが自らの権限行使の可能性を原理的に脅かされることなく、親への「支援」性を担保できるあり方を探っていくことができるだろう。要するに本稿の提言は、児相の積極的介入に対する児相（ソーシャルワーカー一般におけるパターンナリズム）批判が、実践的・解決的でないという理由で受け入れがたいものになっているという隘路に対し、親サイドに寄り添った支援者（専門家）を設定するというオルタナティブを提示することでクリアできないか、というものである。

II 考察方法

II-1 マーゴリンのソーシャルワークの技法論

本稿ではソーシャルワーカーのクライアントに対する統制の技法を構築主義的に描出したマーゴリンの『ソーシャルワークの社会的構築 優しさの名のもとに』（中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳、明石書店、2003年、原著は Margolin, L., 1997, “*Under the Cover of Kindness: The Invention of Social Work*” University of Virginia

Press)を導きの糸にして「児相問題」の一つの事例を考察し、筆者の提案へと繋げていく。

構築主義は社会問題を「ある状態が存在すると主張し、それが問題であると定義する人びとによる活動」(Spector & Kitsuse 1977=1990:117)と捉える。構築主義の立場では社会問題なるものは初めから特定の事物に備わっている性質ではなく何らかの想定された状態についてクレームを申し立てる個人やグループの「活動」であるという見方をとる。つまり事実や真理についての判断を一旦括弧に入れ、表出する活動に着目して現象理解を行う。

マーゴリンはソーシャルワーカーの統制的な権力の行使のための技法を描出し、パターンリズムへの自覚を獲得したソーシャルワーカーがなおもその権力性を保持し続けていることを明らかにした。ソーシャルワークは「変化したと自他に信じさせることによってのみ、同じであり続けることができた」(マーゴリン 1997=2003:36)のである。

とはいえマーゴリンはソーシャルワーカーの介入の不当性の検証や、技法の失敗の暴露を行ったわけではない。構築主義的な描出方法によって、ソーシャルワーカーの記述行為による一つの物語が他の対抗的な物語を差し置いて支配的になるための(今も昔も変わらぬ)力学を描いたのである。つまり「ソーシャルワークが一つの現実を確立するとき、その現実は必然的に他の現実の出現を妨げている」(マーゴリン 1997=2003:32)ことをソーシャルワーカーの側から描出したのであった。例えば先述(I-2)の親の像①②などは、ソーシャルワーカーの記述行為の産物ともいえる。

本稿での事例検討は、マーゴリンの仕事に対し、同じく構築主義的な着想で、クライアント(つまり親)側から逆照射し、対抗物語(ナラティヴ)を提示することである。本稿ではマーゴリンの提示したようなソーシャルワークの旧態依然の戦略性を改めて検証するのではなく、彼の議論を踏まえて「児童虐待問題」ないし「児相問題」における実践的、建設的な議論へと進めたい。すなわち「児童虐待問題」(ソーシャルワーク側の物語)と「児相問題」(親側の物語)の対抗を確認した「そこから先」の、その調停的方策のあり方の提案へと繋げたい。

II-2 データ

本節で用いるのはX市のある事例の記録であり、それは全面的に特定の親の記述行為による情報に依拠している。この記述の場として当該事例における親が代表を務める「児相被害者連絡会」のHP「児童相談所の実態『我が子を取り戻すために私たちに出来ること...』」(<http://pwland.com/life/>)を採用した。閲覧には当事者の許可を含めた一定の手続きが必要であるが、無料であり、2014年9月1日時点で全文閲覧可能であるのでアクセスしやすい。人名は登場順にA-Z表記にし、引用部分は斜字体表記にし、フォントも変えている。日付は事件のあった2007年より親がHPに公開したものであるが、おそらく出来ごとのあった日付ではなく出来ごとをインターネット上に記載した日付であると考えられる。古いものほど出来事と記載のズレがあり、いくつかの記述から推察するに数ヶ月程度の開きがあるものもあると思われるが、時系列的な転倒はなく、特に問題はないと思われる。当事者である親とは研究目的以外の使用の禁止等の条件確認の上、許可を得ている。本稿は出来ごとの忠実な再現を目的としているのではなく、筆者が親側の記述の細かな内容を支持することを目的としているわけでもない。X市の事例を選択したのは使用可能な情報の量と公開性、また使用許可という倫理的事情からである。

事例の読み方としては、本稿の場合、親の記述が事実として信用可能かどうかや、親の言い分に賛同できるかどうかではなく、記述行為の限りで事態がどのように動いているかを観察することが求められる。つまり親の視点・記述行為から、(ソーシャルワーカーのそれとは明らかに異なるであろう)どのような物語が提示さ

れているかに関心を向ける。重要なのは、物語の真偽や賛否ではなく提示された物語それ自体である。

Ⅲ 事例 ―親側の記述を考察する―

Ⅲ-1 X市の事例

ある家族の父A、母Bがクレーム申し立ての当事者であり、子である児童Cは彼らから虐待を受けているとして児相に保護された。

2007.6.5 学校側の家庭訪問（1回目）：教頭・担任が児童虐待を疑ったことを謝罪

児童Cの一時保護前に、学校側の二度の家庭訪問があった。この時点では児相は関与しておらず、学校・児童・両親という三者関係においてトラブルが生じていた。「ある日、学校において、担任が児童Cに対し「守ってあげる」と発言したこと」を児童Cが親に話したことで、親は学校側が児童Cに対する虐待を疑っていると判断した。教頭と担任が家庭訪問した際、両親が自らの教育論を展開しながら虐待ではない旨を説明すると、学校側が謝罪した。ここで親側は虐待の疑いを晴らすために「虐待」と「体罰」もしくは「躰」の相違を伝えることで、学校側からの虐待の疑いが軽率なものであると指摘している。親側にとって、学校側が体罰と虐待の相違を説明できないうちからそれが虐待であると認定できるはずはないという認識がある。

2007.7.4 学校側の家庭訪問（2回目）：学校の教育方針に対し質問状を送る

学校から出された宿題について親側が「担任が出す宿題について、『保護者である私たちが採点評価し、それを記帳させ翌日担任が確認する』というやり方が保護者にとって大きな負担となる」「学校側の教育方針が家庭内にまで無制限に侵出してくることは間違っている」と主張し、担任と同僚の教諭2名、さらには校長Dが家庭訪問した際には、学校側は親側の教育方針に感心しつつ冷静に対処している。校長Dの「1週間時間をください。職員で話し合っ学校としての回答を私の名前で出します」という旨の発言があったので、その日はそれで散会した。校長Dは親に対し「しっかりとした考え方をもらって素晴らしい」と発言していたという。このときの学校側の謝罪がどのような意図を持っていたかはわからない。しかし親側にとっては、降りかかった疑念を確かに払拭してトラブルが回避されたのである。

2007.7.10 X市教育委員会への通告が発覚

2007.7.13 X市児相が児童Cを一時保護・電話通告・Cの診断

児童CがX市児相に一時保護される。親の記述によると、校長Dが児童Cを要保護児童としてX市教育委員会に通告していた。和解したはずの学校側が、虐待があるとして児相に通告したことで、親の驚きと不信は相当なものであった。関係を回復しつつあると思われていた学校側の「通告」は、親側からすれば「密告」として受け止められた。虐待の疑いを晴らしたと思っていた親側と、疑いを持ち続けた学校側との関係性について、両者の認識は大きく異なっていた。

一時保護の電話通告の時点では、親は戸惑っていた。「私はこの時点でまさに寝耳に水状態であり、咄嗟に返す言葉も無く、『私たちのCに対する思いが伝わらないのなら、そちらでよろしくやってください』と言って電話を一方的に切るしかなかった」。親は事態を校長Dの「私怨」とみなした。それは「話し合いの時に、私たち夫婦に教育論を論破されたことがそんなに悔しかったのであろうか？しかし、その報復と腹いせに職権を使っていいわけが無い」という理解によるものである。

また、虐待を二つ返事で認めた児相に対しても既に不信感は向けられている。「校長Dが午前8時30分に電

話通報を児童相談所に行い、児相側は、午前10時30分に実施された緊急受理会議において、『学校へ立入調査を行い、一時保護をする』ことを決定しているのであるが、本来、『立入調査を実施し、その結果から一時保護を決めるべき』事案であるのに、この時点ですでに一時保護が決定されているのである。一時保護後、児童CはX市立病院で診断を受けたが、親側はこのときの診断結果について痣と虐待の因果関係について懐疑的である。「診断書に6カ所の痣の部位と大きさが書かれているほか、『鈍器や靴で付けられた痣』などと書かれているが、その6カ所の痣のうち、学校で付けてきた痣もあるし、C本人が鉄棒等から落ちた際についた痣もあるのである。それをすべて私たち保護者が付けたことに決めつけたあげく、診断書に『鈍器や靴』などと具体的な名称を書かせた児相職員は公務員として許されない……（中略）……命に関わるような傷や身体機能を著しく害する傷も無いのに『緊急』だと判断され……」。

医師によれば「緊急」の事態を招いていると説明されている。医師・児相と親の間に「緊急」性についての共通理解はない。また「診断書に『鈍器や靴』などと具体的な名称を書かせた児相職員」という指摘は、児相と医師にそのような何らかの繋がりがあるという認識を示している。

この時点ですでに「学校→教育委員会→児相→医師→児相」という具合に情報は移動している。親の疑念は学校のみならず、学校の判断を追認する教育委員会、児相、医師というネットワークによって補強されていく過程全体に向けられている。これまでの自動的な流れの中で登場してきた専門職のネットワークが相互信頼・相互承認の関係にあると認識しているのである。なお、親はこのとき「**児相所長の行為も校長Dの行為も刑法第193条に該当する職権濫用罪にあたる犯罪行為**」であると指摘しており、刑事事件として告発する線を探っている。もとは学校との軋轢が生んだと思われる事態の解決を医師や児相などの専門職の仕事に期待することの帰結が、親への「虐待者」ラベリングの確定にあると予感した親は、この相互信頼・相互承認的なネットワークの外部にある刑事司法に解決策を求めているともいえる。しかしその後の実際の展開としては、親側は事態解決のために児相に電話し、交渉するという方法をとっている。

2007.7.18 X市児相から「一時保護（委託）通知書」が郵送される

一時保護通知書が届くが、親は書面上の児童Cの年齢が間違っており、さらに父Aの職業も間違っていると指摘している。これについて「**独自の調査は一切せず、伝聞情報だけを鵜呑みにする児相のやり方は間違っている**」「**得られた情報は必ず裏取りをして、情報の確度を見極めなければならない**」「**これは、司法も行政も基本なはず**」と記述しており、行政活動としての児相の調査の厳密性について不信感を示している。

また一時保護直後の電話連絡と一時保護通知書の送付以降、児相からの連絡がないと記述しており、児相がどのような調査を行っているかがわからないと指摘している。

2007.7.19 母Bと若手職員Eとの会話

母Bが児相に電話をかけ、書類の間違いを指摘し、また一時保護の必要性や、一時保護の後に全く連絡をしてこないのは何故かを尋ねた際に、児相の若手職員Eが「**小学校関係者と子供（C）の言うことは信用できるが、保護者である親の言うことは信用できない**」旨の発言をしたという。さらにEの対応について親は「話し方ひとつにしても、児相は私たちより「上」の存在であり、「下」である私たち保護者は黙って言うことを聞けというような横柄さが滲み出ている」と指摘している。

2007.7.20 父AがX市児相に電話を入れる

2007.7.23 父AがX市児相に電話を入れる・職員Eの上司Fと会話

親は若手職員Eが年上である親側に対し命令口調で話し合いに來いという旨の発言をしたとの指摘をしている。また「Eの言葉の端々に『虐待している親が何を言っているんだ』という蔑みのイントネーションが出ていることに苛立ちを感じ、ついこちらの言葉が荒くなる。私たちが挑発し、暴言を吐かせること。これも児相の作戦なんだろう？』という記述もある。ここでのEの態度は児相の戦略性として考慮されつつある。

また親は「Cが児相側のいい加減なケアのせいで、せっかく戻ってきたものが壊されてしまう」と危惧している。それは職員Fとの会話の中で、「こんな奴らに洗脳されたらまともな子供でも駄目になってしまう。（こんなFのような親に育てられている子どもに同情しつつ、社会に順応できない子供を育てていることの方が、本来の意味で児童虐待なのではないかと思つづくと思った）」という認識となり、児相こそが虐待者であると指摘している。また職員Fとの会話の中で、Fが「褒めまくって育てなければ家庭内暴力を引き起こす子供ができる可能性が高い」旨の発言をしたとして、それを「科学的根拠など全くない私見」であると指摘している。

後日の電話で面接の場所についてやりとりした際にも、Fが区役所を提案して「公的な場所で行うことが公平」という見方を示したとの認識に立った上で、親は区役所が児相に近い場であることからアンフェアであると指摘している。親側が場の設定においてフェアかアンフェアかという考慮をしていることは、児相が事態を一つのパワーゲームとして進めていると想定していることを示し、それはとりもなおさず親側もまたひとつのパワーゲームとして事態を捉えようとしていることを示している。この時点ではもう両者の関係を改善することがかなり難しくなっている。

2007.7.25 母Bが職員と面接

親と児相との面接が行われるが、合意には至らなかったという。親側は児相がそもそも面接を申し入れたことにに対し「一時保護を保護に切り替える際に家庭裁判所へ出す許可申請の時に何もしていないと不利になる」ことから「形式的に面接を行った事実が欲しかった」だけだったと理解した。児相の応対が「『今のルールではお子さんを返せない』と答えるだけ」であったことについて、問題に向き合って合意を形成する意図はなく「私たち保護者を説得するつもりなど最初から無い」と推察した。親は「今のルール」によって一時保護の現状は正しい判断に基づいているという児相の主張について、交渉でどうにかなる類のものではないという児相の姿勢の提示と認識したのである。

2007.7.27 母Bが職員Fと会話

その後職員Fが「Cくんは性格的に二面性があるが、それは虐待のせいである」という旨の発言をしたとして、親側は「たかが拉致監禁してから約2週間で、Cの何がわかったと言うのだろうか？」と疑問を示している。

2007.7.27 父Aの暴言と関わりを避ける児相

その後「のりくらり病的な暗さ」で対応する職員Fに対し父Aが暴言を吐く。親の記述によると、父Aの暴言後、児相は「挑発的で暴力的な内容なので」といって電話を切ったり、かけ直しても明らかな居留守を使ったり、電話をたらい回しにするなど、親との関わりを避けるようになったという。

これまで親は児相との二者関係において（電話という方法で）事態の解決を図ってきたが、敵対関係が決定的（修復不可能）な状態になってからの事態の解決策、あるいは関係を避ける相手を強制的に対面に着席させる方法としては、暴力や脅迫、子どもの奪還、訴訟なども選択肢としてあがってくる。実際にこの手の事案に

においてはそれらが選択されることもある。しかしそのいずれにおいても、親と児相の双方において不幸であり、負担の大きいものであろう。

本事例の親は一連の児相の活動について「**児相が今回使用した児童福祉法第33条の法益も理解せず、自分らに都合がよいように解釈している実態は絶対に許してはならない**」「**今回の事件は、憲法、民法、刑法に抵触する犯罪を行政機関である小学校関係者や児相が堂々としているんですよ**」と記述しており、法的正当性の文脈において争い、解決を図る道を選択している。

2007.8.30 両親がX市に行政不服審査を請求

2007.9.7 審査請求が児相と近い「子育て支援課」に回されていたことがわかる

親は訴訟前に不服審査を請求している。専門職ネットワークの外部に向けて行動する試みであるが、X市役所に電話したところ請求が市の「子育て支援課」に回されていたことを知らされ、親側は審査の公正性を疑っている。これは児相に近い機関による審査が許される行政の手続きや制度自体への非難も含まれる。

この後の展開としては、親側がしばらくの間をあけて国家賠償訴訟（不法行為による親権の侵害）を起こしている。

また児相は28条審判を経て、児童養護施設への入所措置と面会等制限措置をとっている。

Ⅲ-2 考察

以上の事例から、親の記述行為による物語が、児相側が想定しているであろう物語といかに異なるかは想像に難くないだろう。親の側からすれば校長の通告は「**密告**」であり、早期に行われた一時保護はよく調べもしないで二つ返事で親子分離を行う強権の発動であった。また児相（おそらく一時保護所）での子どもの処遇は保護ではなく「**洗脳**」「**本当の意味で児童虐待**」であると映り、区役所での面接は児相には公正でも親からは不公正に映った。その意味で本稿における当該事例の記述は「ソーシャルワークが一つの現実を確立するとき、その現実^{ナラティブ}は必然的に他の現実の出現を妨げている」（マーゴリン 1997=2003：32）ことをソーシャルワーカー側から描き示したマーゴリンの仕事について、クライアント側から逆照射した対抗物語である。この物語について、記述から推察される親の像が道徳的に許容可能かどうかは議論があるだろうが、それは本稿の問うところではない。

事例の親の記述について、マーゴリンの議論に照らしてみても、専門職のネットワークによって親の行動が見事に封殺されている、という程度のことはいえるであろう。専門職の用いるケース記録は「権力の不平等な分配を保障するメカニズム」（マーゴリン 1997=2003：97）である。専門職が記述し、所有し、他の専門職に提供し、更新されていくケース記録の内容を親が知ることはできない。ましてや改変を要求することなどなおできない。事例の一時保護前の段階においても、学校から教育委員会、教育委員会から児相へと情報が移動しているが、保護を決定した児相が構成した物語をこの時点で親が知ることはない。児相は一度も親と会わず、直ちに一時保護を決定している。またその後、Cの心身についての情報を医師と児相が共有し、児相がそれを後にX市役所（不服審査）や家庭裁判所（28条審判）に伝え、共有することになる。親を除いたネットワークにおいて情報の付加・更新・共有が専門職間でなされ、記録は出来上がっていく。マーゴリンが「記述のネットワーク」と呼ぶこの構図は、専門職間に好意的で協力的な関係性を構成し、相対的に親を孤立させ、非対称な力関係を生みだす⁶⁾。親が「記述のネットワーク」に参入できない力が働いていることは、「児童虐待者のラベルに同意しそうでない被疑者の証言を考慮する必要はない」（マーゴリン 1997=2003：334）という専門

職側の意思を意味する。事例において親は面接に対する児相の態度を「**私たち保護者を説得するつもりなど最初から無い**」と推察したが、ソーシャルワーカーは、記述する対象であるはずの「事実」について、それを追求するにあたって無関係でいられないはずの親に直面しようとしなかりと、ソーシャルワーカー自身の記述の内部におかれたことが客観性を持った「事実」になることをよく知っている。「個人間の交渉はそこにはなく、ただ記録そのもののなかに沈殿した『事実』があるだけ」（マーゴリン 1997=2003：336）なのである。記録の中の事実がソーシャルワーカーの側の物語を支配的にする。その記述に親側の物語が入り込むことはない。

ある事例を記述することは、その事例の物語そのものの性質を確定させようとするものである。そして専門職が事例を自由に記述できることは、専門職が物語の脚本を任されているのであり、親の参入を認めないで事例の記録を専門職間のネットワークで流通させたり、書き足したりすることは、専門職間のネットワークが一個の集団と化して親を孤立させる構図を生み出す。「児相問題」の当事者たる親たちは、しばしば事例の展開過程で登場する専門職や機関（学校、教育委員会、病院、児相、役所、家庭裁判所など）を「同族」であるとか「グル」になっているという具合に表現し、指摘する。それは全く理由のないことではなく、専門職ネットワークの連携によって実際に親は孤立感を覚えているのだ。

Ⅳ 求められる支援者

Ⅳ-1 「懷疑の終着点」からどう進むか

マーゴリンのいうように、ソーシャルワーカーが事態の展開をコントロールし、クライアントの物語の出現を妨げつつ自身の記述行為によって一つの物語を確立するという権力行使において、ソーシャルワークはおそらく変わっていないだろう。「反省的学問」といいつつ、「反省」を受け入れるのはそれによって一層ソーシャルワークの意義と権能が向上するとみなされるときだけであり、「ソーシャルワークの生き伸びる力を強めるのではなく弱めるとき、そこが懷疑の終着点となる」（マーゴリン1997=2003：386）のである。つまりところ、ソーシャルワークが自身の権力行使に向き合うのは、自身の権力行使の可能性を脅かさない限りにおいてであり、もしそれを脅かす議論に接続しそうなら、反省的態度は凍結される。その意味でソーシャルワーカーもまた縛られた存在である。

今日の児童虐待問題においては、常に「懷疑の終着点」にあると考えた方がよい。このことはそれだけ児童虐待問題が深刻で待ったなしの問題だ、ということでもある。今日ほとんどすべての社会福祉学者はもちろんのこと、構築主義者でも、虐待されている子どもがいる以上、ソーシャルワーカーがパターンリスティックな介入を諦めることなどできるはずがないと考えているだろう。意外なことかもしれないが、それは「児相問題」を訴える親の大半もそうである。どれだけ児相を非難しても、彼らが指摘しているのは児相の専門能力が疑わしいことや、介入の強権性が過剰であること、また現行制度上児相の落ち度をチェックする機能がないことなどであり、積極的な介入やその技法を駆使することそれ自体の意義は存外否定していない。

マーゴリンも、明らかに人一倍ソーシャルワーカーの権力性を指摘しているが、少なくともソーシャルワークの技法の不当性や有責性を訴えてはいない⁷⁾。その代わりに権力行使の一つの帰結に関して、議論の随所に批判的言及をみることができる。それはクライアントとソーシャルワーカーの立場の非対称性が構成されることに対してであり、筆者にはそこに建設的な議論の可能性が垣間見えているように思われる。

マーゴリンのその批判が最もよく表れているのは、奇しくも児童虐待を例にした部分である。児童虐待が疑われる事案において、親の証言を考慮せず、虐待者のラベリングの過程を単純化することは明らかに権力的である。しかしこれについてマーゴリンは「危険な人物を子どもから隔離することに関心を持つ社会にとって

は、望ましいことだという議論もありえるだろう」（マーゴリン1997=2003：334）と述べた上で、その否定的な結果も知っておくべきだと主張する。その結果とは「ラベルを貼られるおそれがある人が、ラベルを貼る側と同等の立場で『協議』することが不可能になってしまう」（マーゴリン1997=2003：334）ことである。専門職ネットワークと親との非対称な関係が生まれることは親にとって耐えがたい孤立の苦痛を生むものであるが、常に「懐疑の終着点」にいるソーシャルワークはこのことにどう対応すればよいだろうか。

考慮すべき条件は次の二つである。

- ① 児相が積極的に介入することや権力を行使しようとする事それ自体を批判することにあまり有益な意味はない
- ② 専門職ネットワークは「記述のネットワーク」において一集団化し、これに参入できない親を孤立させ、権力の非対称性を生み出している

これを調停する策は、要するに、児相に手をつけるより、親に何らかの影響を及ぼすことである。児相の強権性が問題というよりも、児相と親とのあまりに不公平な立場関係が問題であるという方向に考えれば、親に対しての何らかの支援者を設置することが望ましいと考えられる。

Ⅳ-2 どのような支援者か

親には児相との関係を調整してくれる支援者が必要である。立場の非対称性に加え、事例から明らかなように、親が用いることができる社会的資源が限られており、また児相側の意図や方針も親に伝わりにくい状況がある以上、仲介する支援者を置くことで児相と親との関係調整・問題解決上メリットがあると推察されるのである。その役割を担う者が具体的に誰であるべきかを検討する紙幅はない。少なくとも現在の多くの親の実際生活においてそれは不在であり、親自身の物語の考察を通してこれを模索していく機運を期待する段階である。親と児相の軋轢に関しては、児相の機能分化という方向も提示されており（上田 2006；上田 2007）、十分あり得る議論であるが、いずれにせよ強権的な措置をとる主体と継続的にコミュニケーションをとる支援者が同一であるのは、親と児相の双方において精神的に無理を来すものである。事例のように児相が親との関わりを持ってない事情があるならば、なおさらこれを調整する支援者の意義は大きい。以下、現時点で求められる支援者の像を可能な限り記述する。

法的解決のみを目指すわけではないこと

事例のように国家賠償訴訟などの迂回を経て、親の権利義務関係を確認することで児相の保護解除を方向付けるということも理論上できなくはない。しかしそれは司法領域の専門職による援助でしかなしえないし、対話・協議というより対立構造を前提にしている。しかも本稿の事例において、親は国賠訴訟を引き受けてもらえる弁護士を探し当てるために全国を飛び回り、実に200人もの弁護士をあたって、そして断られ続けてきた。弁護士にとって児相を訴訟相手にするということの無謀さは明らかなのである。訴訟で児相と争うということは現実的でないし、児相としても訴訟を抱え込むのは負担である。実際児相問題事例の帰結として最も多いのは親の泣き寝入り（子どもは施設に送られ、児相との関係は途切れ、施設入所の費用だけを払い続ける生活）である。そこでは児相への強い憎しみと不信が積み上がる。多くの親には法専門職以外の支援者も必要である。

専門職側に関する情報を調達し、親に伝達し、親と共有すること

児童虐待が疑われる事案においては、虐待の診断の信憑性や緊急性の判断基準、児相が要求している家庭教育のあり方、保護後の子どもの状況、法解釈の仕方、事例対応における方針など、親に明確に伝わっていないことが多数ある。公権力である専門職ネットワークの側がどのような基準で個々の事柄を判断しているのかは、本来公権力の側が「法律に従って……」など漠然とした回答ではなく予め明示しておくべきであるが、専門職に関する知識を備えた支援者がきちんと親に伝達するだけでも、事例の性質は大きく変化するものと思われる。

また親は児相の様々な専門能力を疑わせるような場面を多く記述している⁸⁾。児相の側にも事情はあるのかもしれないが、そういったことのひとつひとつが不信感に繋がるのであり、緩衝剂的な情報伝達者を置くことに意味はあるだろう。

記述のネットワークに参入し、影響すること

先述のマーゴリンの批判であるが、「ラベルを貼られるおそれがある人が、ラベルを貼る側と同等の立場で『協議』すること」ができない状況が、「同族」や「ゲル」による親の孤立化である。そしてそれは専門職ネットワークが自身で物語を記述することというより、その記述のネットワークに親の記述が参入できないことが問題であった。支援者は、親の物語を伝達し、実質的な対話・協議の状態を構成することで、親を専門職ネットワークにとって二次的で消極的な存在からより積極的な存在へと変化させていかなければならない。

くどいようであるが、本稿は児相の権限のあり方について言及するものではない。本稿ではこれまで社会福祉学という学問における反省的学問という一つの自覚の中で、当事者による物語の重要性が、児相あるいはソーシャルワークに求められる強権発動の判断の可能性を脅かすことなく適合可能となるためにはどうすればよいかという隘路の打開策として、当事者サイドの物語に接近するソーシャルワーク（支援者、専門職）を構想することを述べてきたのである。

先に児相の機能分化について触れたが、現在、児相の権力行使を監視する第三者機関の設置を求める市民運動上の動きがある。しかし筆者としては、それ以前に今まさに児相との軋轢の中にいる親の個別的な支援を担う支援者が求められていると思われる。

注

- 1) 社会福祉学者津崎哲雄はこの領域の研究者として（おそらく唯一）「児相問題」「児童相談所問題」という語を用いているが（津崎 2011；津崎 2010）、これは本稿で論じるものとは文脈の異なるものである。津崎は主に児童養護施設をめぐる現状を批判的に考察する文脈において、児相をとりまく経済的・政治的な癒着状況を「大人の既得権益」と呼んできた（例えば津崎 1994）。津崎の「児相問題」論は社会的養護における子どもへの処遇のあり方に対する大人サイドの病理という文脈である。
- 2) 児相に対する被害者アイデンティティを有する親たちはSNSの発見以前にも報道機関の取材に応じたり、研究者等専門家に相談したりすることもあったが、それらが取り上げられ公に紹介されることはほとんどなかった。ゆえに一般にアクセス可能な情報として公開され記録化されたのは、事例の当事者（親）によるインターネットHPでの特定事例の記述のみであったし、またそれらは各々「一部の特殊な親の逆恨み」あるいは「あまりに特殊な事例なので児相批判にはならない」として一蹴される程度の影響力しか持ちえなかった。ほとんどの親が孤独であったが、SNSの登場及び親たちのその発見によって、児相被害者専用

の場と児相問題を広く訴える場を獲得し、情報公開と交換が拡大した。報道機関や研究者が取り上げることは未だ極めて稀であるが、当事者たる親にとって、児相問題が単なる虚偽や誇張としてではなく、実のところ多くの人々が経験していた問題として観念可能になった。

- 3) 社会学（構築主義）的研究が児童虐待問題における親の像を「心理学的・精神医学的」ではなく「経済的・社会的」な問題を抱えた存在であると示唆することは、問題の実体や病理の存在への言及を保留にする構築主義の基本方針とは裏腹に「真の問題は親の社会環境にある」と述べていることになる。児童虐待問題における親の像を方向付ける議論になる以上、その親の像を自身で批判することは難しくなる。
- 4) 例えば上田庄一は児相の虐待認定基準などの論点には触れないままに「虐待の加害者には強い法的手段で、治療やカウンセリング等を受けることを課すべきである」と考える。この治療を受けなければペナルティーを課すぐらいの強い対応が必要である」（上田 2006：46）と述べており、児相が虐待を認めた親を「指導」や「治療」の対象とする見方を示している。これは上田に限った事ではなく児童福祉一般に見られる論調である。このとき研究者の立場は児相の側にあり、児相の介入の正当性を前提して議論を進めている。
- 5) そのとき社会学者にとって「児相問題」的な図式も一定程度意識されていたはずであるが、示唆に留まり、これを主題化して考察することはなかった。
- 6) 記述のネットワークにおいて専門職側のみで行われる記述行為をマーゴリンは「文字の暴力」と表現している。^{バイオレンス・オブ・レター}「ソーシャルワークの記録、あるいはむしろその記録に含まれる詳細な事実が、クライアントをある『類型』にあてはめ、またクライアントの行動を『不適応』として記述することを可能にしている」し、「そうした記述は、その人の評判を台無しにできる」（マーゴリン 1997=2003：108）のである。親は、事例のように「**保護者である親の言うことは信用できない**」と考えているかもしれない児相の記述行為に対抗できない。それは複数の専門職ネットワークと孤立する親という構図があることを意味する。なお「文字の暴力」が発揮されるのは親に対してだけではない。「**たかが拉致監禁してから約2週間で、Cの何がわかったと言うのだろうか？**」という親の疑問にもあるように、子どももまた「文字の暴力」の対象となり得るのである。
- 7) 本論文の文中では権力行使の帰結に関する批判について論じているが、マーゴリンの議論の総括・結論部分では、クライアントに権力を行使している事実を忘却しようとするようなソーシャルワーカー自身の防衛的で矛盾した態度や姿勢、道徳的ではなく言語的・意味論的に利己性を発揮していること、およびそのように彼らに強いている構造的問題に関する批判を行っている（マーゴリン 1997=2003：406-407）。
- 8) 全てを本文に記載することはできなかったが、親の問題指摘は日々蓄積されていった。例えば児相職員が約束していた電話の時間を一度ならず守らないでいること、職員が児童Cの名前を呼び捨てにして両親の感情を逆なでしたことなど、である。また児相が家裁に提出した申立書に「**児童Cへの猥褻についての議論で、担任が5時間に及ぶ軟禁**」や「**保護者が『面接を拒否』した**」旨の記述、不服審査及び法的手続きについて「**両親の宣言に対し職員Fが『こちらも手続きをやっていきます』と回答した**」旨の記載がなされたが、親の事実認識と異なっていたため、児相や家裁が虚偽の情報を鵜呑みにしたのではないかと疑われている。

文 献

Hacking, I., 1999, *The Social Construction of What?*, Harvard University Press（=2006, 出口康夫・久米暁訳「何が社会的に構成されるのか」岩波書店）

- Margolin, L., 1997, *“Under the Cover of Kindness: The Invention of Social Work”* University of Virginia Press (= 2003, 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築 優しさの名のもとに』明石書店)
- 三島亜紀子 (2010)「社会福祉の教育と研究における社会学」『社会学評論』61(3), 307-320
- (2007)『社会福祉学の〈科学性〉－ソーシャルワーカー専門職か?』勁草書房
- 水岡不二雄 (2014)「市民の権利と、権力装置化する児童相談所－予防拘禁への道ひらく機能的治安法としての児童虐待防止法」『インパクション』193, 127-144
- 澁谷昌史 (2002)「子ども虐待ケースへの介入：児童相談所の苦悩を知る」『ソフィア：西洋文化ならびに東西文化交流の研究』50(3), 386-393
- Spector, M. B. & Kitsuse, J. B., *Constructing Social Problems*, Cummings (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤他訳『社会問題の構築－ラベリング理論をこえて』マルジュ社)
- 釣部人裕 (2014)『スケープゴート なぜ、子どもたちは児童相談所に連れていかれたのか?』ダイナミックセラーズ出版
- 津崎哲雄 (2011)「民法改正と被虐待児の社会的養護——児童福祉の観点から」『法律時報』83(7), 72-77
- (2010)「社会福祉の立場から」『児童青年精神医学とその近接領域』51(4), 441-447
- (1994)「大人の既得権益と子どもの最善の利益——長谷川氏らの職員努力＝施設養護改善論に応える」『社会福祉研究』61, 鉄道弘済会, 93-99
- 内田良 (2009)『「児童虐待」へのまなざし 社会現象はどう語られるのか』世界思想社
- 上田庄一 (2006)「児童虐待対応の問題点について」『東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要』3, 43-47
- (2007)「児童虐待と児童相談所」『東大阪大学・東大阪大学短期大学部教育研究紀要』4, 15-22
- 上野加代子 (2010a)「書評 内田良著『「児童虐待」へのまなざし－社会現象はどう語られるのか』」『ソシオロジ』55(2), 117-125
- (2010b)「児童虐待の社会学」『小児科』51(2), 117-124
- (2007)「児童虐待－リスクの個人管理から社会管理へ」『家計経済研究』73(Win), 33-41
- (2004)「児童虐待問題の鏡像」『ソシオロジ』48巻3号
- 上野加代子・野村知二 (2003)『〈児童虐待〉の構築 捕獲される家族』世界思想社
- 上野加代子・吉田耕平 (2011)「子ども虐待の社会学——社会的責務としての子どもの養育」『こころの科学』159, 81-86
- 内海聡 (2013)『児童相談所の怖い話－あなたの子どもを狩りに来る』三五館

Support for the parents who are in conflict with Child Guidance Office

Shinohara Takuya

Doctoral Program in Department of Social Welfare, Graduate School of Humanities
and Social Sciences, Osaka Prefecture University

Abstract

The purpose of this study is to understand how the support for the parents who have had their children ‘stolen’ by Child Guidance Office ought to be. In order to consider that, we observed the narrative to know how the parents described the case, in the light of Margolin’s critical study to professionals of social work.

After consideration we can emphasize that supporters for the parents are needed. And their role is to make parent’s narrative be able to access and be introduced to dominant narrative constructed by professional-network’s description.

Key Words: child abuse, Child Guidance Office, social work